

これを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。）

5| 指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により空港用地を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一| 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十六条の規定により同法第十二条第一項第一号の規定による指定が取り消された場合、その取り消された日における関西国際空港用地整備準備金の金額

二| 譲渡、合併又は分割により空港用地を移転した場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ| 合併により合併法人に空港用地を移転した場合、その合併の直前における

関西国際空港用地整備準備金の金額

ロ| イに掲げる場合以外の場合、空港用地を移転した日における関西国際空港用地整備準備金の金額

三| 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における

関西国際空港用地整備準備金の金額

四| 前項及び前三号の場合以外の場合において関西国際空港用地整備準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における関西国際空港用地整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6| 第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7| 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8| 第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の関西国際空港用地

整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格合併により合併法人に空港用地を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の七第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十七第七項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の七第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七第四項中」と読み替えるものとする。

9| 前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十七条の七第十項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結親法人に該当するものに限る。）が指定会社でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10| 第六十八条の四十三第十二項から第十四項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に空港用地を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十項中「第三項」とあるのは「第六十八条の五十七第四項」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の七第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十七第七項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の七第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七第四項中」と読み替えるものとする。

11| 前項において準用する第六十八条の四十三第十二項又は第五十七条の七第十一項において準用する第五十五条第十四項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結親法人に該当するものに限る。）が指定会社でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12| 第一項、第四項、第五項、第九項及び前項の規定により損金の額又は益金の額

に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第五項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中部国際空港整備準備金)

第六十八条の五十七の二

(関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金)

第六十八条の五十七 連結親法人である関西国際空港株式会社(以下この条において「会社」という。)が、適用事業年度において、関西国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次の各号に掲げる土地ごとに、当該各号に定める金額の十分の一に相当する金額と当該各号に掲げる土地に係る累積限度基準額とのいずれか低い金額(以下この項において「積立基準額」という。)(に相当する金額(第一号に掲げる土地に係る積立基準額が当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の三分の二に相当する金額を超えるときは当該三分の二に相当する金額とし、第二号に掲げる土地に係る積立基準額が当該三分の二に相当する金額から第一号に掲げる土地に係る積立基準額を控除した残額を超えるときは当該残額とする。)(以下の金額を損金経理の方法により関西国際空港整備準備金として積み立てたとき(会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により関西国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。)(は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 会社が関西国際空港の用に供するために造成した土地 当該土地の取得価額として政令で定める金額
- 二 関西国際空港株式会社法第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者が関西国際空港の用に供するために造成した土地 会社が当該土地の賃借に伴い支払う土地の上に存する権利の設定の対価の額として政令で定める金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める各連結事業年度(会社の解散の日を含む連結事業年度及び会社が被合併法人となる合併(適格合併を除く。)(の日の前日を含む連結事業年度を除く。)(をいう。

- 一 前項第一号に掲げる土地 当該土地を会社の事業の用に供した日から当該土地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日までの期間内の日を含む各連結事業年度

- 二 前項第二号に掲げる土地 当該土地を会社の事業の用に供した日から同号に

連結親法人である中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額（当該金額が当該適用事業年度

- 3) 第一項に規定する累積限度基準額とは、同項各号に定める金額から、当該各号に掲げる土地に係る当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度（会社の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、会社のその前日を含む事業年度。以下この項及び次項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された関西国際空港整備準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を積み立てている会社の前連結事業年度等から繰り越された当該土地に係る同項の関西国際空港整備準備金の金額（以下この項において「単体関西国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体関西国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額をいう。
- 4) 第一項の関西国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている会社の第一項各号に掲げる土地に係る第二項に規定する適用事業年度の最後の連結事業年度後の各連結事業年度（同条第二項に規定する適用事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなつた場合には、当該連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、当該土地に係る前連結事業年度等から繰り越された関西国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該関西国際空港整備準備金の金額については、当該土地に係る関西国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が当該土地に係る当該前連結事業年度等から繰り越された関西国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 5) 連結親法人である中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額（当該金額が当該連結事業年度の連結所得の金額を基

の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、当該三分の二に相当する金額（以下の金額を損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたとき（指定会社の当該適用事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省略

二 累積限度基準額から、当該適用事業年度終了の日における前連結事業年度（指定会社の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、指定会社の前日を含む事業年度。以下この号及び第三項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額（各連結事業年度終了の日において第五十七条の七の二第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前連結事業年度等から繰り越された同項の中部国際空港整備準備金の金額（以下この号において「単体中部国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2| 省略

3| 第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の連結事業年度後の各連結事業年度（同条第二項に規定する適用事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなつた場合には、当該連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該中部国際空港整備準備金の金額については、当該中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が当該前連結事業年度等から繰り越された中

礎として政令で定めるところにより計算した金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、当該三分の二に相当する金額（以下の金額を損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたとき（指定会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 同上

二 累積限度基準額から、当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度（指定会社の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、指定会社の前日を含む事業年度。以下この号及び第七項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十七条の七第五項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前連結事業年度等から繰り越された同項の中部国際空港整備準備金の金額（以下この号において「単体中部国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第七項の規定により益金の額に算入された金額（同条第七項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

6| 同上

7| 第五項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の連結事業年度後の各連結事業年度（同条第六項に規定する適用事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなつた場合には、当該連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該中部国際空港整備準備金の金額については、当該中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が当該前連結事業年度等から繰り越された中部国

部国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額)に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4) 指定会社が、第一項の中部国際空港整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。)を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合(適格合併により中部国際空港を移転した場合を除く。)に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 中部国際空港の設置及び管理の事業を廃止した場合 当該廃止の日における中部国際空港整備準備金の金額

二 合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合 当該合併直前の中部国際空港整備準備金の金額

三 解散した場合(合併により解散した場合を除く。) その解散の日における

中部国際空港整備準備金の金額

四 前項及び前三号の場合以外の場合において中部国際空港整備準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における中部国際空港整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5) 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6) 第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の中部国際空港整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。)を積み立てている指定会社が適格合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十項前段中「第五十五条第十項」とあるのは「第五十七条の七の二第八項において準用する第五十五条第十項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条

際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額)に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8) 会社又は指定会社が、第一項の関西国際空港整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。)又は第五項の中部国際空港整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた同条第五項の中部国際空港整備準備金を含む。)を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合(適格合併により関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合を除く。)に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、会社又は指定会社その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 関西国際空港又は中部国際空港の設置及び管理の事業を廃止した場合 当該廃止の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

二 合併により合併法人に関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合 当該合併直前の関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

三 解散した場合(合併により解散した場合を除く。) その解散の日における

関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

四 第四項、前項及び前三号の場合以外の場合において関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

9) 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項又は第五項の規定を適用する場合について準用する。

10) 第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の関西国際空港整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。)又は第五項の中部国際空港整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第五項の中部国際空港整備準備金を含む。)を積み立てている会社又は指定会社が適格合併により合併法人に関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十項前段中「第五十五条第十項」とあるのは「第五十七条の七第十二項において準用する第五十五

の七の二第八項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

7| 前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十七条の七の二第八項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結親法人に該当するものに限る。）が中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における中部国際空港整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8| 第六項において準用する第六十八条の四十三第十項に規定する合併法人（その適格合併後において連結親法人に該当するものに限る。）のその合併の日を含む連結事業年度における第三項の規定の適用については、政令で定める。

9| 第一項、第三項、第四項及び第七項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第七項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十七第三項又は第五項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の七第十二項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

11| 前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十七条の七第十二項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結親法人に該当するものに限る。）が関西国際空港又は中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12| 第十項において準用する第六十八条の四十三第十項に規定する合併法人（その適格合併後において連結親法人に該当するものに限る。）のその合併の日を含む連結事業年度における第四項又は第七項の規定の適用については、政令で定める。

13| 第一項、第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(社会・地域貢献準備金)

第六十八条の五十八の二 連結親法人である日本郵政株式会社が、日本郵政株式会社法第十三条第一項に規定する基金（以下この条において「基金」という。）の積立てに係る適用事業年度において、同法第六条第三項に規定する社会・地域貢献資金（第四項及び第九項において「社会・地域貢献資金」という。）の交付に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により社会・地域貢献準備金として積み立てたとき（日本郵政株式会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により社会・地域貢献準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該適用事業年度の日本郵政株式会社法第十三条第二項に規定する利益金の額のうち同項の規定により基金に積み立てた金額

二 一兆円から前連結事業年度（日本郵政株式会社の当該連結事業年度開始の日

の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この号及び第三項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金の金額（以下この号において「単体社会・地域貢献準備金の金額」という。）がある場合には当該単体社会・地域貢献準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、積立期間（平成十九年十月一日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間をいう。次項において同じ。）内の日を含む各連結事業年度（日本郵政株式会社（日本郵政株式会社の解散の日を含む連結事業年度及び日本郵政株式会社が被合併法人となる合併（適格合併を除く。）により基金を移転する場合の当該合併の日の前日を含む連結事業年度を除く。）をいう。

一 平成二十九年九月三十日

二 日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定により基金に積み立てた金額の合計額から同条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した金額の合計額を控除した残額が最初に一兆円に達した日（その達した日が連結事業年度終了の日の翌日から日本郵政株式会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までの期間内の日である場合（日本郵政株式会社の当該連結事業年度に係る同条第二項に規定する利益金の額に係る基金の積立てを当該期間内において剰余金の処分により行っている場合に限る。）には、当該連結事業年度終了の日）

3 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、積立期間の末日を含む連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該積立期間の末日を含む事業年度）終了の日の翌日から十年を経過した日を含む連結事業年度（当該経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該経過した日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）以後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された社

会・地域貢献準備金の金額（以下この項において「社会・地域貢献準備金残額」という。）がある場合には、当該基準連結事業年度等の開始の日における社会・地域貢献準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が社会・地域貢献準備金残額を超える場合には、当該社会・地域貢献準備金残額）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4| 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、社会・地域貢献資金の交付の財源に充てるため日本郵政株式会社法第十三条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した場合に、その取り崩した金額（当該取り崩した金額がその取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額を超える場合には、当該取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額）に相当する金額は、その取り崩した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5| 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により基金を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第一号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 合併により合併法人に基金を移転したことにより基金を有しないこととなつた場合、その合併の直前における社会・地域貢献準備金の金額

二 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における社会・地域貢献準備金の金額

三 前二項及び前二号の場合以外の場合において社会・地域貢献準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における社会・地域貢献準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6| 第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7| 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8| 第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の社会・地域貢献準備

備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が被合併法人となる適格合併が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第三項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の九第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十八の二第二項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の九第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十八の二第三項中」と読み替えるものとする。

9| 第六十八条の四十三第十二項及び第十四項の規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が適格分割型分割により基金に係る資産を移転した場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が社会・地域貢献資金を交付することとなつた場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の九第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十八の二第二項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の九第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十八の二第三項中」と読み替えるものとする。

10| 第六項に定めるもののほか、第一項及び第三項から第五項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第二項から第五項まで及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）

第六十八条の五十九 連結親法人で各連結事業年度終了の時に於いて法人税法第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。次項において「中小連結親法人」という。）に該当するもの又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（当該各連結事業年度終了の時に於ける資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるものを除く。）が、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合

（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）

第六十八条の五十九 連結親法人で各連結事業年度終了の時に於いて法人税法第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人に該当するもの（保険業法に規定する相互会社を除く。次項において同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（当該各連結事業年度終了の時に於ける資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるものを除く。次項において同じ。）が、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に

において、同法第五十二条第二項の規定により当該個別損金額を計算するときは、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該各連結事業年度終了の時ににおける同項に規定する一括評価金銭債権（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

2 連結親法人で法人税法第五十二条第六項に規定する適格分割等の直前の時を各連結事業年度終了の時とした場合に中小連結親法人に該当するもの又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（当該適格分割等の直前の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるものを除く。）が、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合には、同法第五十二条第六項の規定により当該個別損金額を計算するときは、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該適格分割等の直前の時における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができる。

3 省略

（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）

第六十八条の六十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する指定の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する連結事業年度に限る。）において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人にあつては、同号の中

において、同法第五十二条第二項の規定により当該個別損金額を計算するときは、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該各連結事業年度終了の時ににおける同項に規定する一括評価金銭債権（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合には、同法第五十二条第六項の規定により当該個別損金額を計算するときは、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、同項に規定する適格分割等の直前の時を各連結事業年度終了の時とした場合における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができる。

3 同上

（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）

第六十八条の六十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する同意又は指定の日（同表の第二号の上欄に規定する指定のうち政令で定める指定にあつては、政令で定める日）以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限るものとし、その連結事業年度において第六十八条の十三の規定又は第六十八条の二十七若しくは同条の規定に係る第六十八条の四十一第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける連結親法人（当該適用に係る連結法人が連結子法人である場合には、当該適用に係る連結子法人）を除く。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政

欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の合計額の百分の二十に相当する金額を限度とする。)の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	地区	事業
一 沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十九条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同項の規定により情報通信産業特別地区として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業
二 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十二条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業
三 沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同項の規定により金融業務特別地区として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同法第五十六条第一項に規定する金融業務に係る事業

令で定める期間)内に終了する連結事業年度に限る。)において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の三十五に相当する金額(同表の第三号の上欄に掲げる連結法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の合計額の百分の二十に相当する金額を限度とする。)の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	地区	事業
一 沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第七項の同意の日から平成二十四年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第二号に規定する情報通信産業特別地区として定められている地区	同上
二 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十二条第一項の規定による指定の日から平成二十四年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同法第四十四条第一項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業
三 沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十四年三月三十一日までの間に受けた連結法人	同上	同上

2| 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人については、適用しない。

一| 第六十八條の十三の規定

二| 第六十八條の二十七の規定

三| 第六十八條の二十七の規定に係る第六十八條の四十第一項又は第四項の規定

四| 第六十八條の二十七の規定に係る第六十八條の四十一第一項から第三項まで

、第十一項又は第十二項の規定

3| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

4| 省略

5| 省略

6| 省略

7| 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区に変更があつた場合における同項に規定する指定の日、同項の規定の適用により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十八條の六十五 省略

2・3 省略

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第六十八條の四十二第一項各号に掲げる規定(第六十八條の三十一及び第六十八條の三十二並びにこれらの規定に係る第六十八條の四十一の規定を除く。)は、適用しない。

5 省略

(交際費等の損金不算入)

第六十八條の六十六 連結法人の各連結事業年度(法人税法第十五條の二第一項に

2| 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3| 同上

4| 同上

5| 同上

6| 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区に変更があつた場合における同項に規定する同意又は指定の日、同項の規定の適用により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十八條の六十五 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第六十八條の四十二第一項各号に掲げる規定(第六十八條の三十一から第六十八條の三十二まで及びこれらの規定に係る第六十八條の四十一の規定を除く。)は、適用しない。

5 同上

(交際費等の損金不算入)

第六十八條の六十六 連結法人の各連結事業年度(法人税法第十五條の二第一項に

規定する連結親法人事業年度（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額（当該連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人（同法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち当該連結親法人事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）の資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない連結親法人その他政令で定める連結親法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である場合には、当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一・二 省 略

2 5 省 略

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十八条の六十七 連結親法人は、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がした使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第二項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、次条第一項及び第八項、第六十八条の六十九第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 4 省 略

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第六十八条の九（第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三及び第六

規定する連結親法人事業年度（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額（当該連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人（同法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち当該連結親法人事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）の資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない連結親法人その他政令で定める連結親法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である場合には、当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一・二 同 上

2 5 同 上

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十八条の六十七 連結親法人は、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がした使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第二項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、次条第一項及び第八項、第六十八条の六十九第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 4 同 上

5 同 上

一 同 上

二 第六十八条の九（第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第

十八條の十五から第六十八條の十五の三までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項及び第六十八條の十三第一項中「並びに第六十八條の十五の二」とあるのは、「第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五第二項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五の二第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十八條の六十七第一項」とする。

6・7 省 略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十八條の六十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一條の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項(第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十五第五項、前条第一項、第八項、次条第一項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地の譲渡等(次条第一項の規定の適用があるものを除く。)に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・7 省 略

8 第五項の規定(連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二條の三第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡(当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定(当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡を含む。)の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八

六十八條の十五の三までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項、第六十八條の十三第一項及び第六十八條の十四第二項中「並びに第六十八條の十五の二」とあるのは、「第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五第二項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五の二第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十七第一項」と、第六十八條の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十八條の六十七第一項」とする。

6・7 同 上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十八條の六十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一條の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項(第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、前条第一項、第八項、次条第一項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地の譲渡等(次条第一項の規定の適用があるものを除く。)に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・7 同 上

8 第五項の規定(連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二條の三第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡(当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定(当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡を含む。)の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八

十一條の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十五第五項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八條の百八第一項及び第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9・10 省略

11 第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省略

二 第六十八條の九（第六十八條の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十、第六十八條の十一、第六十八條の十三及び第六十八條の十五から第六十八條の十五の三までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項及び第六十八條の十三第一項中「並びに第六十八條の十五の二」とあるのは、「第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五第二項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の二第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十八條の六十八」とする。

12・13 省略

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八條の六十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十五第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の六十七第一項、前条第一項及び第八項、第六十八條の百第

十一條の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八條の百八第一項及び第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9・10 同上

11 同上

一 同上

二 第六十八條の九（第六十八條の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十、第六十八條の十一及び第六十八條の十三から第六十八條の十五の三までの規定の適用については、第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項、第六十八條の十三第一項及び第六十八條の十四第二項中「並びに第六十八條の十五の二」とあるのは、「第六十八條の十五の二並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五第二項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の二第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の六十八」と、第六十八條の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十八條の六十八」とする。

12・13 同上

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八條の六十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八條の九第十一項（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の六十七第一項、前条第一項及び

一項並びに第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 7 省 略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第六十八條の七十 省 略

2 4 省 略

5 第一項の規定の適用を受けた資産については、第六十八條の四十二第一項各号に掲げる規定(第六十八條の三十一及び第六十八條の三十二並びにこれらの規定に係る第六十八條の四十一の規定を除く。)は、適用しない。

6 11 省 略

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十八條の七十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで)の期間(第九項において「対象期間」という。)内に、その有する資産(棚卸資産を除く。以下この款において同じ。)で同表の各号の上欄に掲げるもの(その譲渡につき第六十八條の六十九第一項の規定の適用がある土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十八條の八十までにおいて同じ。))を除く。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(第四項及び第十二項並びに次条第十五項及び第十六項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。)に供したとき(当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併によ

第八項、第六十八條の百八第一項並びに第六十八條の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

2 7 同 上

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第六十八條の七十 同 上

2 4 同 上

5 第一項の規定の適用を受けた資産については、第六十八條の四十二第一項各号に掲げる規定(第六十八條の三十から第六十八條の三十二まで及びこれらの規定に係る第六十八條の四十一の規定を除く。)は、適用しない。

6 11 同 上

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十八條の七十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十三年十二月三十一日まで)の期間(第九項において「対象期間」という。)内に、その有する資産(棚卸資産を除く。以下この款において同じ。)で同表の各号の上欄に掲げるもの(その譲渡につき第六十八條の六十九第一項の規定の適用がある土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十八條の八十までにおいて同じ。))を除く。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(第四項及び第十二項並びに次条第十五項及び第十六項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。)に供したとき(当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併によ

り移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することによってその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	一〇八省略	九 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該連結親法人又はその連結子法人により取得をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間が十年を超えるもの	国内にある土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設（以下この号において「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの）建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。）、建物、構築物若しくは機械及び装置又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの
買換資産	省略		

り移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することによってその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	一〇八同上	九 同上	国内にある土地等、建物、構築物若しくは機械及び装置又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの
買換資産	同上		

2 前項の規定を適用する場合において、当該連結事業年度の買換資産（次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。）のうち土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分をし、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該連結事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 6 省略

7 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第六十八條の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八條の三十一及び第六十八條の三十二並びにこれらの規定に係る第六十八條の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

8 15 省略

（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十八條の七十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（前条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）の期間（第三項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八條の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第五項第二号において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その連結親法人又は

2 前項の規定を適用する場合において、当該連結事業年度の買換資産（次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。）のうち土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該連結事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 6 同上

7 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第六十八條の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八條の三十から第六十八條の三十二まで及びこれらの規定に係る第六十八條の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

8 15 同上

（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十八條の七十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（前条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十三年十二月三十一日まで）の期間（第三項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八條の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第五項第二号において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その連結親法人又は

その連結子法人の事業の用)に供する見込みであるとき(当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。)は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2-19 省 略

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十八条の八十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで)の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの(その交換による譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

その連結子法人の事業の用)に供する見込みであるとき(当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。)は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2-19 同 上

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十八条の八十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十三年十二月三十一日まで)の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの(その交換による譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。